

茂 教 青 第 1 2 号
令和8年8月10日

茂原市監査委員 風戸 博恭 様
茂原市監査委員 岡澤 与志隆 様

茂原市教育委員会教育長 富田 浩明

監査結果に対する措置通知書

地方自治法第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じたので、通知いたします。

(対 令和8年3月4日付け茂監第86号)

教育部	生涯学習課 青少年指導センター
監 査 結 果	
相談者の属性や相談内容が多様化している現状を鑑み、女性相談員の配置について前向きに検討されたい。女性相談員の専任にあたっては、専門的知見を有する退職した教職員や外部人材の登用など柔軟に対応されたい。	
措 置 内 容	
令和7年度に女性職員の配置を要望し、令和8年度には、相談に対応できる女性職員が配置された。当該職員は学校心理士の資格を有することから、専門的知見を活かし、女子児童・生徒に関する相談など、多様なニーズに対応できるものと考えている。	